

業務仕様書

1 業務名

円山球場ほか水道メーター交換業務

2 業務概要

円山球場及び厚別公園競技場に設置されている、下水道使用料減免用の水道メーターについて、検定証の有効期間により交換する。

3 履行場所

円山球場(札幌市中央区宮ヶ丘3番地)

厚別公園競技場(札幌市厚別区上野幌3条1丁目2-1)

4 履行期間

契約締結日から令和4年11月15日まで

※現地作業の実施にあたっては、作業日時や方法を施設側と十分に協議し、円山球場については施設整備日での作業、厚別公園競技場については9月末まで大会等があるため、10月での作業とする。

※履行期間内にマニフェスト伝票(E 票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと。

5 業務内容

(1) 円山球場水道メーター交換(保温復旧含む)

- ・機械室：電磁式水道メーター(75φ SU75K-L 受信器共)相当品 1台
- ・厨房：直読式水道メーター(25φ SD25)相当品 1台

(2) 厚別公園競技場水道メーター交換(保温復旧含む)

- ・バックスタンド ポンプ室：電子式水道メーター(100φ ETW100 パルス出力 10L/P)相当品 1台

※厚別公園競技場の水道メーターについては(株)オーヤラックス製の滅菌装置と連動しているため、交換作業後にメーカー立合いでの試運転調整を行い、機器が正常に作動することを確認すること。

6 産業廃棄物処理

(1) 今回撤去及び取り外した機器や部品等は、関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。

(2) 既設機器を工場整備する場合、発生した取外し部品等は整備済品と併せて機器設置施設に戻した後、産業廃棄物処理を行うこと。

(3) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	業務計画書 ・工程表、納入仕様書等	・担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
完了時	業務報告書 ・写真 ・マニフェスト伝票の写し	・写真については、機器(新・旧)、作業(前・中・後)を基本とする ・マニフェスト伝票については履行期間内にE票も含めて提出すること
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

その他

- (1) 本作業に必要な仮設、照明、工事用動力、用水、試運転調整及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (5) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。